

令和5年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年12月12日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	吉岡英允	11番	草場祥則
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 井崎好信議員

1. 農業の振興について
2. 教育環境の充実について

2. 内野さよ子議員

1. 白石町地域防災計画について
2. 須古城の国史跡指定に向けた事業について

3. 定松弘介議員

1. 本町における定住・移住対策について
2. 交通安全対策と防犯対策の現状について
3. 「すっぽん放流」の意義と目的について

4. 岸川信義議員

1. 使い忘れないように！！ 商品券について
2. 人生100年時代を迎えて 農業者年金について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

皆さんおはようございます。

昨日から今朝にかけて、ややまとまった雨が降ったわけでございますけれども、本町にとりまして麦なり、あるいはタマネギ、そしてまた有明海のノリにはどうかですが、恵みの雨じゃなかったでしょうか。そしてまた、農家の皆さん方には骨休みの雨になったかというふうに思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。まず初めに、農業の振興についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

1点目に、農業委員会では地域が目指すべき将来の農地利用を明確にする地域計画を策定するために白石町内全ての農家に農業経営意向調査が実施されましたが、どのような結果になったのか、その辺をお伺いをいたします。

○久原正好農業委員会事務局長

農業経営意向調査についての御質問です。

今回のアンケート調査に御協力いただいた農業者と農業委員の方々に、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、昨今の少子・高齢化に伴う農業者の人口減少の本格化によって、耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集積や集約化を加速させまして、農地の受け手や担い手を確保することが喫緊の課題ということでございます。

その対策として、国は令和5年4月1日に改正の農業経営基盤強化促進法を施行いたしまして、以前からありました人・農地プランが法定化となりました。これによって、地域農業者の意向を踏まえた10年後の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画というものを令和7年3月までに策定することが市町村に義務づけられております。その地域計画を策定するに当たり、農業委員会では、現況地図に農地の出し手や受け手の意向を反映させた地図、いわゆる目標地図の素案を作成するために、約2,600戸の農地所有者の方へ農業経営意向アンケート調査を実施したところでございます。

アンケート調査は、7月末までの期限で6月12日にまず郵送いたしました。そのときに提出されていない方々へ再度9月19日に2回目を発送いたし、いずれも未提出の方々については、各地区の農業委員の方々に御協力をいただきまして、各戸への訪問と回収をお願いしたところでございます。なかなかお会いできない農業者もおられまして、何度も回収に奔走していただいている状況の中ですので、まだ全てが回収となつてはございません。まずもって、取りまとめを行っている11月1日現在での中間報告という形で申し上げたいと思います。11月1日現在の回収率は71.2%、回答者数は1,851名となっております。説明が多岐にわたるため、主要な説明を抜粋しての報告とさせていただきます。

まず、今後5年から10年後の農業経営についてどのようにしたいと考えるかという設問でございますが、1つ目は規模を拡大したいという方が10%、現状維持が52%、

規模を縮小したいという方が13%でございました。また、離農したい、離農しているというのが25%という回答です。最も回答率が高かったのが現状維持というところでございます。約半数という結果になった一方で、規模縮小または離農したい、離農しているを合わせて4割という結果になりました。また、農地を交換したり賃貸借することは可能ですかとの設問に対しまして、54%、半数以上の方が可能という答えだったのに対しまして、33%、約3分の1の方が不可能という回答をされております。

また、今回の中間報告の抜粋につきましては、12月5日発行の白石町農業委員会だよりに掲載をしておりますので、ぜひ御一読いただきたいと思っております。中間報告の結果でございました。

以上です。

○井崎好信議員

10年後の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月までに策定することが市町村に義務づけられたことで、こういった意向調査をされたということでもあります。まだまだ回収率が72%ぐらいというふうなことで、11月1日現在の中間報告というふうなことでお知らせをいただきました。

ちょっと見ると、本当に何か厳しい調査結果だなという思いでございます。現状維持が52%、規模縮小あるいは離農しているが約40%と、そしてそれに対しまして規模拡大は10%と。このような結果から見ると、今後耕作放棄地等が出てくる懸念があるのではないかというふうな思いでございます。農地の集積とか集約化するための農地交換の分合では、半数以上が可能だとされておりますけれども、3分の1は不可能というふうなことだったかと思っておりますが、これは田ん中それぞれ個人個人の圃場がいろんな条件が違って、いい田ん中、悪い田ん中、そういった条件が違うことによってこういった回答じゃなかったかなというふうに思います。

そういったことが集積、集約のネックにもなってくるかと思っておりますが、今このアンケート結果から見て、どのようなことが見てとれるのか、また問題解決の方法は何かあるのか、その辺をお伺いをいたします。

○久原正好農業委員会事務局長

今後の農業経営の意向について最も回答が高いのが現状維持の52%という結果になった一方で、規模縮小、離農という回答も約4割ということでございます。このことから、近い将来、耕作放棄地が増加するというおそれがおっしゃられるとお感じしております。規模拡大ということの農家を中心に農地の集積、集約を進め流動化を図るとともに、併せて現状維持と回答された農家数の減少をいかに食い止めるかというのが今後の大きな課題であると考えております。

また、農地の交換につきましては、約3割の方がちょっとやりたくないよというようなことでございますが、それぞれの圃場の条件の違いも一つの要因と考えられ、そのほかに先祖から受け継がれてきた農地を換えたくないとか、今まで田んぼにいろんな手を入れられて、投資をしてきた農地を手放したくないとか、御高齢の方になればそういった考えがある方が多くいらっしゃるような気がいたしております。その一方

で、そのような概念にとらわれない農業者の方々もいらっしゃると思います、柔軟な農地の交換ができる可能性もあるかと思っております。なかなかこれで万事解決という答えは具体的には見つからないというところでございますが、一定の広がりを持った区域で集約化、集団化することによって、広い使いやすい農地にまとまるよう現在策定を進めている地域計画です。その中で、農家数の減少をいかに食い止めるか、大きな課題の問題解決の一助となるよう有効的な計画にしたいと考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

課長の説明では、アンケートの回収率が72%というふうなことで、農業委員さん方にも協力をお願いして回収をしているというふうなことでございます。72%でこういう結果が出たわけでございます、あとの30%ぐらいの方、この方たちは前向きに規模拡大をしたいとか、そういう人じゃないと思うわけですよ。よくて現状維持、あるいはもう離農したいと、縮小したいという人が多いんじゃないかと、もうアンケートも出さんような人は私の判断からはそういう人たちが多んじゃないかなと思うところでございます。この数字よりもパーセンテージがもっと悪いほうに高くなっていく厳しい数字になるのかなというふうな思いでございます。

それでは次に、2点目でございますけれども、地域計画を策定する中でモデル地区を設定されるようでありますが、農作業の効率化、農地の集約化に向けてはどのような協議、計画をされているのか、されようとしているのか、その辺をお尋ねいたします。

○吉村 浩農業振興課長

白石町では、佐賀県農協、JAの元の支所単位になりますけれども、9つの地区に分けて計画を策定していく予定でおります。その中で、先行して取り組んでいくモデル地区として六角地区と錦江地区の2地区を指定をしております、今年度から地元の集落営農法人の役員さんに対して地域計画の策定に向けた説明を始めているところです。地域計画の具体的な進め方としましては、先ほどありました意向調査の結果を基に、現在目標地図の素案の作成を行っております。それをたたき台として各地区において協議の場を設けまして、集落営農法人をはじめ、大規模農家や認定農業者、地元の農業者さんやJAさん、土地改良区、農業振興センター、町も参加して、一緒に話し合いを開催することになります。先ほどの農業経営意向調査の結果、規模縮小や離農を考えてる方の農地は10年後の耕作者がいないということになってしまいますので、そこをどなたが請け負うのか、規模拡大を希望する地域の担い手なのか、集落営農法人なのか、地域の農業に携わる全ての方々と協議を行って決めていきたいと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

モデル地区が錦江地区、六角地区というふうなことであります。意向調査の結果を基に現在目標地図の素案の作成を行っているということでございましたけれども、この目標地図を作成するに当たって、規模縮小あるいは離農が多く、規模拡大を希望する農家だけではその目標地図が埋まらないというふうな状況が考えられるわけがございます。埋まらないような状況になった場合は、現状維持の方、あるいは農家、近々定年を迎えられるような兼業農家の方々、そういった方々に、もうちょっと若干の規模拡大でもできないかというふうな応援をするのも可能じゃなかろうかなというように思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○吉村 浩農業振興課長

先ほどありましたけれども、離農された全ての農地をこの皆さんに担っていただくためには限度がありまして、そこを解決するためには現状維持の農家、兼業農家にその一端を担っていただく必要が出てくると考えております。今年、年金制度改革で再任用、再雇用が増えまして、60歳代の農業者が減っているというような報道もあっておりますけれども、先ほど申されましたように、定年を迎えられて今後農業一本で行きたいと考えられる兼業農家や兼業農家の中でも作業労力に余力がある農家に対してどのような役割を担っていただけるのか、これも地域の方々ともお話をしながら検討をしていく必要があると思っております。

以上です。

○井崎好信議員

今、定年延長とか再雇用とかそういったことが言われております。私の知人の方も、近々といいますか、数年後には定年を迎える方がいらっしゃると思います、兼業農家ですね。ある程度、もう2町以上作っておられると思いますが、その方が定年後、再雇用に行くか、あるいは農業で規模拡大をして土地利用型とかそういった併用をするか、迷っていらっしゃるわけですね。この意向調査結果を局長が先ほど申されましたように農業委員会でも公表されまして、こういった状況の中で借地が余って担い手が少ないというふうな状況の中で、そういった方はもう再雇用をせんで、もう再就職はしないで、やっぱり農業一本で行こうというふうな、そういう判断も私はされていくんじゃないかなと思うしております。そういうふうな、現状維持の方も少しでも規模拡大をしていって農地が埋まるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、3点目に、この調査結果から見て、本町農業の将来をどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

先ほど農業経営意向調査の結果が示されておりましたけれども、規模拡大を希望している農業者に対して、規模縮小や離農を見込んでる農業者の割合がかなり大きくなっております。農業従事者の高齢化などで地域農業を担う人が減少していく中、人口そのものが減少する見込みであり、担い手を確保することは、本町だけではなく、全

国的な課題であると認識しております。

第3次白石町総合計画におきましては、地域農業の発展を図っていくためには集落営農組織、個人の担い手などの地域農業の担い手の経営発展を支援していくことが重要ということで定義をしております。集落営農法人や認定農業者に対して農業機械の導入による省力化や規模拡大、経営の安定化を図るなどの支援を行っているところでございます。

さらに、来年の法改正に向けて、今年の9月に食料・農業・農村基本法の見直しの方向性を示した最終取りまとめということで農林水産大臣に審議会から最終答申をされておりますけれども、その中でも、農地を保全し集落の機能を維持するためには地域の話合いを基に離農する経営の農地の受皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であることを踏まえ、これらの者への農地の集積、集約化を進めるとともに、農業を副業的に営む経営体——これは兼業農家のことですが——など多様な農業人材が一定の役割を果たすことも踏まえとされております。先ほども申しましたけれども、今後各地区において地域計画の策定を進めていく中で、農業の担い手として中小規模の農家、兼業農家などの様々な農家も参画をして話合いを進めていければということだと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

先ほど申しましたように、様々な担い手がこの農業に取り組んでいただくということになってくるかと思えます。そういう農作業をするにも効率をよくするためには農地の集積なりあるいは集約化を図っていくこと、今後いかにそういったことを進めていくのがネックになっていくんじゃないかなというふうに思えます。そういったことで、いろんな法人等への支援もしながら、そういった方面にも進んでいただきたいというふうに思えます。

町長にお伺いをいたしますけれども、本町の基幹産業は農業でございます。この意向調査の結果から見て、今後農業をどのように持っていくのか、あるいはまた将来の展望をどのように考えていらっしゃるのか、私見でもよろしゅうございますので、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思えます。

○田島健一町長

農業の振興につきましては、先ほど来、農業委員会事務局長や農業振興課長から幅広い農家の参画等についての答弁がありました。私からはハード面のことも含めまして少し答弁をさせていただきたいというふうに思えます。

平成11年に制定されております食料・農業・農村基本法の改正が、社会情勢が変わっているということから、20年ぶりに予定がされております。この法改正や地域計画策定につきましては、私が務めております土地改良区や土地改良団体も一緒になって取り組むことになっております。地域計画の策定が進み、目標地図が完成して農地の集約が進めば、大規模な区画への整備が必要な農地が出てくるというふうに思えます。畦畔を取り除き、大規模区画農地にして農業用機械の大型化を図るなどをすれば、省

力化が図られ、作業効率が上がります。そうした農家の後押しをすることが重要ではないかというふうに考えております。そのほか、大型農業用機械の通行に耐え得る農道の拡幅や構造変更、暗渠排水の入れ直しなど、多くの整備項目が発生してまいります。また、排水路の問題なども出てくるのではないかというふうにも感じております。個人的には、どこかのタイミングで再度基盤整備事業が必要になってくるのではと思っております。

なお、これは全国的な問題でもございますので、団体として国や県に強く要望してまいりたい。その中で、私といたしましては、地元負担が伴わない土地改良モデル事業ができないかということも思案しているところでございます。

農地というものは、多様な効果をもたらしているというふうに私は思っております。単に個人農業者の農地ということだけではなく、農地は防災・減災に寄与することができる、農地は人間の生命を守る、存続させる食料基地である、農地は人間生活を潤せる景観や環境を保全する施設である。これらのことから、圃場整備というものについては、個人の負担じゃなくて、社会が社会資本整備の一つとして捉えてやるべきではないかなと、ここら辺を訴えてまいりたいというふうにも思っているところでございます。

本町農業の将来を見据えたとき、農業従事者が減少している中で、集落営農法人、地域の担い手、兼業農家の協力が前提となりますけれども、農地の大規模区画化を図り、大型機械化による作業の省力化、効率化を推進していきまして、遊休農地、耕作放棄地等を出さないことで本町の農業を守っていけるものだというふうに私は考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

町長から、本当に今後の農業、白石の農業につきまして、非常に前向きな考え方をお聞きすることができました。大規模な区画化、そしてまた農業の機械での効率化、そして省力化というふうなことで、圃場整備というふうなことも言われました。まさに、圃場整備からもう50年以上、半世紀以上が経過をしているところでもございます。そのためには、農業機械を入れるためにも農道の拡幅をしなきゃならんやろうし、そしてまた排水もしなきゃならんやろうし、そういった農家の負担がないような形の社会資本整備の一環としてやるというふうなことで、本町の農業を守るというふうなことから、本当に重い発言を、考えをしていただきました。本当にありがとうございます。そういったことで、今後はそういったことに向けて、いろんな場でそういった声も出していただきたいというふうに思います。

それでは、4点目に入らせていただきます。

4点目に、今年もカモの大群が飛来してきているようであります。昨日から雨で、麦の芽も成長していくと思われれます。麦作、レンコン、ノリへの食害対策をどのように考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

農業振興課からは、麦、レンコンの被害対策について答弁させていただきます。

カモ被害につきましては、昨年から特に増加傾向にあるように思われ、今年も多く飛来してくることが懸念されております。農業者からも麦やレンコンに対する被害について不安の声をいただいているところでございます。

被害対策につきましては、昨年度佐賀県と協力してドローンによる追い払いやレーザー光線による追い払い等の実証実験を実施してきましたが、明確な効果が出ておらず、非常に苦慮をしているところでございます。本年度も県や佐賀県農協と協力して、対策として考えられるものはどんどんやってみようという姿勢で臨んでおりました、有効的な方策を確立するために六角川流域の東郷移の農家さんに協力をいただいて、モデル地区として、例えば通常より長めの吹き流しの設置ができないか、吹き流しも色は黒がいいかとか、2メートル、3メートルはどうかとか、長過ぎたら耕作物が焼けるじゃないかとか、いろんな話をしながら検討しているところです。また、ドローンによる追い払い等の実証試験も計画をしているところです。継続的に試行錯誤を行っているところではありますが、効果のある方法がありましたら農家の方への対策の周知を行って、被害軽減につなげていきたいということで考えております。

以上です。

○吉村大樹農村整備課長

それでは引き続き、カモによるノリの被害対策について答弁いたします。

毎年、ノリ養殖についてもカモによる被害が報告をされております。有明海の養殖ノリに被害を与えておりますのは、秋から冬にかけて大陸から大量に飛来して、有明海やその周辺で越冬をします植物食のヒドリガモやオナガガモが多いということ言われております。養殖ノリは秋芽網期と冷凍網期の2期に別れて行われておりますが、これらのカモは初摘みの時期である秋芽網期の11月下旬から12月上旬や冷凍網期の1月上旬から中旬の軟らかいノリの芽を食べてしまうため、被害が拡大しているようです。このような状況を踏まえまして、県内の各漁業協同組合が市町等と連携してノリのカモ被害対策に取り組んでおられます。本町でも町内漁協3支所で構成をいたしております白石町水産振興連絡協議会におきまして、カモの被害状況について情報を共有し、また有効な対策について協議をしているところでございます。

実際の対策としましては、漁協各支所が猟友会員さんに委託されまして漁場周辺で漁船からの威嚇発砲による追い払いを繰り返し実施されておりました、町ではその経費の一部を有害鳥獣による漁業被害防止対策事業費補助金として助成をしているところでございます。

このような取り組みによりまして、被害抑制に一定の効果は出ていると思われませんが、御存じのとおり有明海は広大でノリ漁場自体も非常に大きいことから、被害をなくすことはなかなか難しいという状況にあると思っております。しかしながら、県においても現在カモ被害対策としてレーザーやドローンを活用した追い払いの検証が行われておりますので、その検証結果を参考にしながら、今後においてもカモ被害を少しでも減らすため、町内漁業各支所と、また県と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

有明海のノリについては、先ほど説明がございましたように、猟銃といいますか、猟友会による威嚇発砲によって追い払っていると。これも限度があると思うわけですよ。毎日というわけにもですね。それぞれ猟友会の方も仕事を持ちながらの御協力をいただいているわけがございまして、そういったこともできないというわけがございまして。振興課のほうも農村整備課のほうもいろいろ昨年は実証をしてきたけれども、なかなか成果といいますか、明確な成果が出ていないというふうなことで、今年も実証試験をやるというふうなことでございまして。

私が知り得た情報では、これはレンコン農家からの情報でございましてけれども、これはレーザーポイントと言うらしいです。これを夜間にカモのほうに水平に、結構遠くまで飛ぶそうがございまして。これを何回かやったらカモはもう来ないようになったというふうなことを聞いてます。レーザーでもしたけれど効果はなかったというようなことでございまして、私の知ってる生産者は効果があったというふうなことで、このレーザーでしたというふうなことでございまして。

このレーザーによる試験は、昼間だったのか夜間だったのか、そしてこのレーザーでもされてますけれども、緑色の光色だったのか、その辺も分かればお願いしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

昨年度のレーザー光線の照射実験につきましてですけれども、タイマーを設定して夜間に実験を行っております。実験に協力をいただいた農家さんによりますと、最初はレーザー光線が当たれば逃げていくということで効果があるということですが、何回かしていくうちに慣れてきてもう逃げないということで効果はどうだろうかということで、そういうお話がちょっとありました。ただ、カモの追い払い実験ということ先ほども申しておりますけれども、昨年度から取り組んでおりますけれども、まだまだサンプル数も少ないことやレーザー光線自体が全く効果がないとは言い切れないところではあるかなと思っております。今年度の実証実験のメニューにも盛り込んでございまして、再度検証を行うということにもなっておりますが、レーザー光線の色や種類や設置場所、あと照射角度とかいろいろ試してみて、やってみないと分からないというようなことで思っておりますので、効果があると思われるところは広く情報提供を行っていきたくと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

これもカモを追い払うのはたちごとと思うわけですよ。追い払ってもまた来る、そういう習性もあるかと思いますが、やはり生産者の自己防衛、先ほど吹き流しの話もございましたが、そういう吹き流し等を高くするか広くするか、いろんな工夫をしながら自己防衛をして、またそして実証実験をされた結果をお知らせをして対策

を取っていくというふうな形が一番いいんじゃないかならうかと思しますので、今年は大角東郷のモデル地区で実証をされるということでございますので、その辺の結果はまたお知らせいただきたいというふうに思います。

それでは次に、大項目の2番目に入らせていただきます。

教育関係の充実についてでございます。

先般、12月3日でありましたが、有明中学校が閉校になるというふうなことから、人文字1,000人プロジェクトというふうなことで計画をされました。これは当日は白石中も福富中もあったと聞いております。私も参加させていただきまして、地域の方とかあるいは卒業生の方がたくさん見えられて、いろんな思い出話に花を咲かされていたようでもございます。

1点目に、現在の有明中学校は有明地域新設小学校として令和8年度の統合に向けて新しい学校づくり準備委員会が設置され着々と進んでいると思いますが、どのような協議がなされているのか、その辺をお伺いをいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

有明地域新設小学校の新しい学校準備委員会につきましては、今年度7月に設置を行い、令和7年度までの約2年半をかけて、校名、校歌、校章、制服、通学支援、通学路、教育方針、また各校務分掌など、様々な事項について協議、決定を行っていきます。今年度はこれまで3回の全体会を開催いたしまして、総務、組織、学校運営の3部会については各2回ずつ、計6回開催をいたしたところでございます。

総務部会関係については、これまで校名や制服にするのか私服にするのかを協議しております。校名は公募を行ったところですが、公募するかしないかから協議をいたしまして、やはり広く町民の意見を聞こうということから公募することとなりました。また、改めて町民の学校再編、教育への関心を持ってもらうきっかけにもなったかと思っております。制服、私服については、小学生及び園児の保護者や子どもたちから広くアンケートを取り、その結果を基に協議を進め、制服とすることとなりました。

組織部会の関係については、スクールバスなどによる通学支援の協議を行っており、支援対象距離の基準については2.5キロと決定をしたところでございます。この2.5キロというのは大きな基準でありまして、詳細については道路状況や地形など地域の実情も考慮し、これからさらに協議を行い、若干増減する可能性もございます。

学校運営部会は、学校づくりの大木となる校訓、ランドデザインを協議しており、今後具体的な学校教育目標、教育構想などを検討してまいります。また、分掌、備品などの整理についても今後検討を始めてるところでございます。

開校に向けてまだ数多くの協議事項がございますが、よりよい小学校となりますよう、一つ一つしっかり協議し、決定していきたいと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

説明では、これまで3回の全体会を開催し、総務、組織、学校運営の3部会につい

て各2回ずつ、計6回を開催しているという、短い時間で本当に会議を開催されております。学校名につきましては、公募を行っているというふうなことでございました。

私見を申し上げますと、私も有明地域の者でございますので、有明という固有名詞を入れてほしいなという思いはございます。12月8日が締切りだったかと思えますけれども、もう締め切られて何日かたつわけでございますが、ここで公表はできるのか、その辺をお伺いしたいと思えます。

そしてまた、組織部会では、スクールバス等による支援対策、対象距離の基準を2.5キロと決定されておりますけれども、対象地域はどこからなのか、その辺をお尋ねいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

学校名は、議員のお気持ちのように多くの方々が関心があり、またいろいろな思い出があるのではないかということから、公募を行ったところでございます。先日公募を締め切らせていただきましたが、670件を超える公募が寄せられたところでございます。現時点でたくさんのお案をいただいております、それぞれに思い出があるかと思えます。今後はそれらの御意見を参考に、準備委員会で協議をいたしまして校名案を絞っていくこととなりますので、現時点ではまだ公表できる段階までは至っておりません。

また、スクールバスによる通学支援につきましても、現在までの協議では大きな基準として2.5キロとしておりまして、先ほど申しましたようにこれからさらに協議を行い、対象地域などの詳細を決定していくこととなりますので、現時点では対象地域がどこかというところをお答えできるところまではこちらも来ておりませんが、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

締切りをしたけれども、まだ校名については協議中ということで、公表には至っていないというふうなことで、公表する段階になりましたら議会のほうにもお知らせをいただきたいというふうに思えます。対象支援距離の2.5キロがまだはっきりしていないというふうなことで、それも分かりましたら御報告をお願いしたいというふうに思えます。

それでは、2点目に入らせていただきます。

令和6年度の白石中学校統合後は有明中学校を小学校仕様にするための改修工事に取りかかられると思えますが、その内容はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

有明地域3小学校を再編いたしまして、現在の有明中学校校舎を活用することとしておりますが、議員おっしゃいますように、小学校として使用するための仕様変更が必要となってまいります。現在、小学校仕様への改修を行うための基本実施設計の委託業務を発注しているところです。

改修内容について幾つか例を申しますと、校舎では廊下に設置してある手洗い場やトイレの手洗いの高さ調整、教室内のロッカーの規格変更、上下可動式の黒板への変更など、体育館ではバスケットリングの高さ調整やコートのポイント設置など、小学生の体格に合わせた改修が必要であります。また、小学校では使わない技術室や被服室などの特別教室を活用して、特別支援教室の増室や給食荷受け室に改修を行うなどの教室の仕様変更を考えているところでございます。また、中学校ではなかった学級園の設置、児童遊具の設置、そのほかトイレの完全洋式化や乾式化への変更、特別教室を含めた全ての教室へのエアコン設置など、衛生面で快適な教育環境の向上を図ることとしております。

また、有明中学校が建設から20年以上経過していることから、雨漏りや外壁の浮きなどが発生している箇所もあり、屋根や外壁の長寿命化対策も必要であると考えてるところです。あわせて、照明のLED化による省エネ対策も検討をしております。そのほか、放課後児童クラブの設置も必要となってまいります。このように、学校施設全体において改修を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

小学校の仕様に向けましては、本当に中学生から小学生になるということで、体格も違うというふうなことから改修も多岐にわたっているようであります。改修工事や学校備品の整備に係る費用の財源、この内訳はどのようになるのか。また、備品でございますが、児童遊具の設置において今現在ある小学校の既存の遊具を再活用できないか、その辺をお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

改修工事や学校備品の整備につきましては多額の費用を要し、予算については今後議会にお諮りさせていただくこととなりますが、想定される財源といたしましては、改修費用に係る経費につきましては国からの補助金を活用しながら、補助金の財源については町債や基金、一般財源を充てることになろうかと思っております。財源の詳細につきましては、今後財政担当課と協議を行いながら進めてまいりたいと思っております。

また、学校備品や児童遊具の整備は国庫補助金の対象となりませんので、町の自己資金で整備をしなければなりません。これらにつきましては議員おっしゃいますように、現在の小学校備品や遊具など活用できるものは最大限に活用していきたいと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

財源につきましては国からの補助金を活用すると、そしてあとは基金等で対応していくというふうなことでもございました。そしてまた、児童遊具につきましては、再利用を最大限にしていくというふうなことだったかと思っております。いずれにいたしまして

も、来年から2年間、短い間ではございますけれども、担当課におかれましても、十分に万全を期してしっかりと新設小学校の建設に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

大分時間も残しましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時19分 休憩

10時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

本日2人目ということでありましてけれども、最後までよろしくお話をしたいと思っております。

今回、白石町の地域防災計画について質問をしています。2点目には須古城についての質問をしていますけれども、東日本大震災後、これは2011年にあったかと思いますが、災害に対する私たちのイメージが大分変わったのではないかなというふうに感じています。想定外という言葉、あるいは線状降水帯という言葉、気象予報が気になる今日となっている状況です。防災計画というのにも随分と影響が起きているのではないかなというふうに感じているところですので、そのことについてお尋ねをしています。

1点目、白石町地域防災計画について。

災害から町土並びに町民の命、そして身体及び財産を災害から保護することを目的として、地域防災計画があります。ここ手元に今日持ってきていますけれども、かなり分厚くなっています。その計画に基づき、防災会議が行われているところです。あらゆる災害についてこの計画には網羅してありますが、津波であったり、あるいは台風、あるいは原子力であったり、様々な観点から網羅してあると思っております。

毎年この防災計画が行われているところですが、令和4年度は6月20日に気象台が今後の天候の見通しと防災気象情報の改善についてということで、気象情報の見方等々の説明がなされています。これはタブレットの中に随時送信をしていただいているところですが、以前は防災計画についても随分と合併後は質問がございましたが、最近は災害に対する防災計画、もちろん中身ですが、そういったことは随分と行われてきました。コロナ禍ではありましたが、ここの会議がどのようになされていたのか、簡単にでいいですのでお尋ねをします。

○中村政文総務課長

毎年実施しております白石町防災会議につきましては、田島町長を会長として22名の委員で構成をされ、令和5年度につきましては6月19日に実施したところでございます。例年、出水期前に実施しております、気象台からの今後の天候の見通しや防災情報の改善点などの説明を受けまして、防災体制の再確認や関係機関との情報共有等、連携を行っているところです。

最近の変更点で大きなポイントといたしましては2点ございまして、まず1点目は、令和3年5月に変更されました避難情報の変更でございます。これまでの避難情報の名称が分かりやすく変更され、またさらに避難勧告という言葉が廃止となっております。2点目は、気象台が令和4年6月から取り組まれております顕著な大雨に関する気象情報、いわゆる線状降水帯の発生や雨域の情報を、今までは実況で発表されておりましたけれども、令和4年度、令和5年度においては最大30分程度の前倒しで発表されるなど、大雨の危機感を少しでも早く伝える取り組みがなされているところです。このような変更点も踏まえ、防災会議の中で白石町地域防災計画の修正を協議しております。

その概要としましては、全国で発生をいたしました災害を踏まえた国の防災基本計画の修正内容、また災害対策の新たな取り組みを踏まえた佐賀県地域防災計画の修正内容を反映をさせまして、さらに本町の防災体制や消防の団員数、また消防組織の見直し等による修正を行っているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

避難情報の問題点、あるいは大雨に関する気象の情報等々がなされているということでありました。これは気象情報等が特にさっき令和4年度も研修で説明がなされているようですけれども、私たちも本当はそういう重要なポイント、そういう情報はもっと勉強しないといけないなというのを今回痛感をしているところです。

大体内容的には分かりましたけれども、この防災会議というものは、そもそもほかの会議も同様でしょうけれども、傍聴は可能だと思うんですね。ただ、出水期にあっているという情報だけしか私も分からなくて、なかなかそういう機会がこれまでなかったなと思っています。ただ、最近の中身についても勉強しないといけないなというふうに思っているところですが、日程の公開と、あるいは会議録の公開等々について、会議録はどうされているのか、その点について簡単をお願いします。

○中村政文総務課長

防災会議の日程等につきましては、基本的には公開できると考えております。それで、また会議録の公開は、基本的には公開できると思っておりますが、会議の内容次第によっては一部の非公開というところも考えられます。

以上です。

○内野さよ子議員

分かりました。今後こういうふうなことの必要性がこれから出てくるのではないかと

なというふうに思いますので、その点についても今後よろしくお願いをします。

2点目には、避難所等のソフト的な問題などが多い中で、女性の委員が少ないけれどもということ、これからの方針についてということ伺いたいと思います。

このことは、先ほども言いましたが東日本大震災、2011年3月11日に発生し、東京電力福島第一原発後に避難所の問題等もいろいろ踏まえながら、女性をより多くと言われ続けてきました。平成26年当初から質問を時々してはいましたけれども、もちろん議案審議のときもしてきましたけれども、答弁としては白石町の防災会議の条例によるものだからというような答弁でありました。この防災会議の条例の問題点として、私は以前にも発言をしたことがありますけれども、委員の選任をされるその組織の中の長が多く、その点についてはなかなか女性の長というのがなく、その点についても少し改善する必要があるのかなというふうなことを思っています。つまり、現状に女性の長は少ないというようなことが言えると思います。

それから、人材の情報不足なのか、今様々な試験というのがあっていて、防災士の試験であったり建築士の試験であったりそういう方々も町内にはいらっしゃいますので、そういう方々に会議に出ていただくような方法もありますし、あるいは新たに条例を改正し、メンバーの追加をしてはどうかなということも考えたりします。ただ、会議の中身の重要性とかいろんなことを考えると、本当は2段階制みたいなものの会議があったほうがいいのかも分かりませんが、この点については会議は今一本で通してありますので、メンバーの追加等もしなされるならば、よそのところを見ていると、日赤の方が入っていただいたり、あるいは大学の教授に入っていただいたり、保健師の方に入っていただいたりと、幅広い方々の声を聞けるような作り方もいいのではないかなということを感じています。

そういう点で、防災会議の女性委員の参画については、令和3年と本年の令和5年4月1日に内閣府から通知が厳しくあっていると思います。ただ、通知ですので通達ではありませんけれども、その通知についてどの程度認識をされているか、お願いします。

○中村政文総務課長

令和3年と5年の4月1日に通知があっていると思うがということでございます。

令和3年6月11日付、また令和5年4月13日付で、内閣府から女性の視点に立った防災・復興の取り組み促進についての通知があっていることは確認をいたしております。

内容につきましては、地方防災会議における女性委員の割合を高め、女性が防災の意思決定の過程に参画し、災害に強い社会の実現に向けて取り組みを行うようにとの内容でございます。また、第5次男女共同参画基本計画におきましては、令和7年までに白石町防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%を目指すこととされておまして、令和4年4月現在では全国的に10.3%とまだまだ低い状況ではございますが、目標達成に向け取り組みを促進するように助言があったところです。

現在、白石町防災会議では、白石町地域婦人連絡協議会と白石町婦人防火クラブの

女性団体のほうから2名の方に出席をいただいております、女性の割合は9%というふうになっております。本町におきましては、まずは防災会議条例の改正を行って、女性の参画を促進してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

1点目には、内閣府の男女共同参画のそういった女性の視点からということであり、2点目には、女性の声を生かして災害対応力の強化ということが内閣府のほうから出されています。内閣府の防災担当課からと、それから内閣府の男女共同参画局から来ていると思いますけども、今総合戦略課長には内閣府担当の男女共同参画の視点からということでお尋ねをしますけれども、これについては町の審議会とか、あるいは委員会の参画状況についてまずお尋ねをしたいと思っておりますけども、今白石町の参画状況については全体ではどのようになっているのかお尋ねします。

○山口裕一総合戦略課長

まず、本町の各種審議会、それと委員会全体の女性の参画率でございますけれども、令和5年7月現在、33.3%ということになっております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今参画状況は33.3%ということで、かなりここ数年伸びているのかなというのを感じているところですけども、防災会議の参画率は、今現在先ほど課長の答弁からは9%ということですので。以前にもちょっと申し上げたことがありますけども、この9%がもう少し上昇をすると、全体の参画状況も上がるのではないかなと思っています。総合戦略課長の後押しをお願いします。すみません、この観点からどのように感じるかをお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

先ほどから答弁のほうでも御質問のほうでもあっておりますけれども、現状といたしまして、女性委員の割合が非常に少ない審議会ですとか委員会はございます。防災会議もその中の一つでございます、先ほどの総務課長の答弁のほうにもありましたように、参画率は9%でございます。

また、先ほど議員のほうからの質問にもございましたように、全国的にも指定される職の影響でございます。女性の長が少なくという御質問がありましたけれども、そういう御指摘の中のとおりでございます。そういった状況で、非常に全国的にも女性の委員が少ないという状況でございます。しかしながら、男女共同参画の視点から災害対策の強化、これを進めるということは非常に重要だと思っておりますし、防災会議のほうに女性が増えますと、女性の視点に立った災害対策が行われると思われ、その結果といたしまして、災害時に男女が受ける影響の違いに十分に配慮された、よりきめ細やかな災害対策が取り入れられるようになるという効果が期待できるのではな

いかと思っております。

また、私たちもそのような認識に立ちまして、今後も審議会における女性への参画に関しましては、防災会議や女性の委員の割合が非常に少ない審議会、委員会は特に内部調整を図りながら、今まで以上に推進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

総合戦略課長のほうから女性の視点に立ったということですが、主に避難所運営等について長期になるような場合とか、特にこの内閣府からのあれではあっているところではありますが、全体的にいつ災害があるか分からないような状況の中で、こういうふうなことの準備、あるいはそういったものの会議の中に視点を置いてしていただくというのは重要なことではないかと思えます。

現実的な問題として、これまでは会議の中には事務的とかいろんな災害に合わせて国や県、あるいは町がそれに沿った会議の内容であったかと思えますが、これからは少し意見を出しやすいような仕組みづくりをしていく時期になっているのではないかなと思えますので、その点、もう一度、総務課長、お願いします。

○中村政文総務課長

災害時や避難所運営時には、様々な女性特有の問題があるということも認識をしております。全国での過去の災害から、長期避難時には育児、介護、女性用品の不足や、あとトイレ、プライバシー、衛生上の問題と、あと炊き出しとか掃除などの過度の負担やDV等の問題が発生をしているというところを聞いております。

本町においても、避難所開設時や運営時には、女性職員を配置したり保健師等を巡回をさせまして体調管理や相談を受けるなどの体制は取っているものの、まだまだ多くの問題を抱え、対応が行き届いていないというのも現状でございます。実際、大規模な災害が発生した場合、全ての避難所で全ての避難者の要望をお受けするという事は非常に難しいというふうには思っておりますが、今後も女性の視点に立った防災の取り組みを充実させながら、避難者の方が持たれる不安を少しでも解消できるように努めてまいりたいと考えております。

また、関係機関や地域の団体、自主防災組織でも女性の視点に立った防災、復興への取り組みを御検討いただきまして、町と地域が連携して防災力の強化につながればなというふうに考えているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほども申し上げましたけれども、大規模な災害等、思いも寄らないような災害などがあつた場合は、長期的避難所の運営というふうなこともとても大事になってくると思えます。そういう点からも、ぜひともそういう委員の選出等についても今後はしていただきたいなというふうに思っているところです。

それから、その点につきましては以上ですけれども、総合戦略課長、ありがとうございます。

ございました。突然でちょっと答えにくかったかも知れませんが、2点目に移ります。

白石町は、原子力災害時の広域避難訓練に関する覚書、これは多分平成26年、27年に県内で交わしてあるので27年あたりかなと思っていますが、令和4年度、佐賀県原子力避難訓練が白石町で行われました、昨年ですね。本年も10月14日、県内数箇所を実施をされたところです。これも多分主催は佐賀県と玄海町と唐津市と伊万里市、避難元かなと思っていますところですが、佐賀県からは原子力防災の手引というものが出されているところですが、この原子力防災の手引というのが各戸、各世帯に配られています。去年の12月に作られていますので多分正月明けてから配られたものではないかなというふうに思っていますが、これに関してはまさに原子力防災の手引の中身ということで、もちろん避難元から白石町にも、これから質問しますが、避難先のこと書いてありますし、これからだと思いますが、この点について少し勉強不足ではないかなというふうにこの頃思っているところですので質問をしているところです。

今年から全市町の参加となったと思っていますが、その理由をどのように考えているかと、また今年参加された状況、参加をされているというのは確認していますので、その状況についてと所感をどのように思っているのかということでお尋ねをします。

○中村政文総務課長

今年から全市町の参加となった理由はどのように考えているかということと、参加された状況と所感はどうであったかという御質問だと思います。

佐賀県原子力防災訓練は、原子力災害の特殊性に鑑みまして、国と県、玄海町、唐津市、伊万里市が主催者となりまして毎年実施をされております。今年から全市町の参加となった理由はどのこととございますが、この訓練の中で行われます緊急時情報伝達訓練やモニタリング訓練につきましては、毎年全市町が参加をして実施をされております。また、一般住民の避難訓練につきましては、本町では隔年で実施されております。その内容としましては、実際に唐津市や伊万里市から住民が避難をされてきて、その避難者を指定された避難所で受入れをして、避難所の運営を受入れ市町と連携して行うというふうな訓練となります。令和4年度には肥前町からの避難者を有明公民館のほうで受入れを行いながら、唐津市と県合同で避難所の運営訓練までを行ったところでございます。

このように、本町では2年に1回の一般住民の避難訓練とはなりますが、県内の市町の中には数年に1回程度の訓練となる場合もあることから、今年は新たな取り組みとして、全市町の防災担当者が参加をして実際の避難の様子を参観するなど、県全域で原子力災害に対しての意識と関係機関の連携の強化を図る目的で実施されたところでございます。

本町におきましても、実際に伊万里市の避難元から決められた避難ルートを使用いたしまして嬉野市の避難所へ避難されるまでの状況を確認することができまして、改めて受入れ体制の充実や原子力災害に対しての知識、また携われる関係機関との連携が必要だと実感したところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

エネルギーの問題に関しては、再生可能エネルギーというのがまだまだ道半ばで、二十二、三%、全国ではそのくらいじゃないかと思っています。今、石炭燃料に依存している、それから原子力についても九州は高いと言われていますが、大体平均が六七%じゃないかと思いますが、それがきちっと軌道がつくのがなかなか難しい状況にもあります。

そういったことで、原子力の問題についても私たちも目を向けていく必要があるかなということで今回質問をしているところですが、令和4年度のことも先ほど総務課長のほうから言われましたけれど、令和4年度の県の報告というのが載ってまして、防護措置に関する県内の自治体のアンケートの結果から、理解、認識の違いなどが市町村であるというふうなことが載ってました。先ほど言われましたけれども、県内市町村関係の連携の必要性、これは特に避難元と避難先の問題点の洗い出しなどをして、これからも連携を取っていく必要があるというふうなことが書いてありました。

そういったことでありますが、次に移りますが、先ほど言われた唐津市の肥前町、鎮西町、呼子からも受入れをしますので、そういったところでそういう何千人もの方々を受け入れる状況にあります。実は令和3年度に中村議員が一般質問をされておりまして、その当時、全然対応ができていなかったような感じを受けました。職員の割り振りはできておらず、早急に対応していくというようなそのときの答弁でありました。令和3年の答弁ではまだまだできていないというふうな状況でしたけれども、今その後はどのようになっているのかお願いします。

○中村政文総務課長

原子力災害時における広域避難時の本町の受入れ体制についてでございますが、まず資料請求がっておりますので、資料を御覧いただきたいと思います。

この資料は、唐津市の原子力災害対応避難（行動）計画の資料として唐津市から提供いただいております。この計画では、白石町内の27箇所の避難所へ唐津市の肥前町、鎮西町、呼子町の3地区から各避難施設へ対象地域ごとに避難をされる計画となっております。なお、令和4年4月1日現在の住民基本台帳ではありますが、3地区の総人口、合計で7,851名の避難が行われることとなっております。この27箇所の避難施設のうち本町での災害時の指定避難所として指定しております施設以外に、町有施設では有明社会体育館、楽習館、ひだまり館が含まれておりまして、県有の施設については杵島農業振興センターと農業試験研究センターも避難所として指定されております。本町の施設収容者数の9,282名に対し、令和4年4月1日現在の避難者数7,851名の避難の受入れは可能となっているところでございます。

議員お尋ねの本町の職員の割り振りについての対応状況でございますが、原子力災害が発生をし、避難所の受入れが必要となった場合、町が管理する避難所については、令和4年6月に策定をいたしました白石町避難所運営マニュアルの中に定めております指定避難所職員配置計画や唐津市原子力災害対応避難（行動）計画に基づきまして、体制を取ることとなります。また、県が管理します町内の避難所の開設や運営を含め、

令和3年9月に県と唐津市、白石町において連絡体制の再確認や問題点等の洗い出しを行って、協議を行ってきているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

すみません。今いろいろ言っていただきまして、避難先と避難元ですね。かなりの人数でありまして、体制づくりには非常に厳しいところがあるものの、こういったものを認識する必要があると思っていますところです。

そういったことで、避難所のこういう活動体制については日頃から町民へ周知に努めるというのも、この防災計画の中にはきちっとうたっています。そういうふうなことで、町民に対して、あるいは手引は配ってあるけど内容は分からない、多分見ていない人が多いかも分からないという現状の中で、今後どういうふうに考えていくのか、お願いします。

○中村政文総務課長

先ほど御説明いたしましたとおり、町内27箇所の避難所が設定をされておりまして、原子力災害発生時には、唐津市から最大で7,851名の方が緊急的に避難をしてくられます。実際の原子力災害発生時に混乱を招かぬように、毎年県が作成しておりますこの原子力防災の手引を全世帯に配布をしております。

その手引には、発生時の町民が取るべく避難行動や防災情報、また避難経路や避難される対象地区の名称が記載されております。なお、この原子力災害の手引の配布のみではなかなか周知徹底ができない部分も多くありますので、昨年度は全戸配布をしていただいた駐在員の方々に、原子力災害時の本町の対応や皆さんの取るべき避難行動等について、簡単ではございましたが、説明を行っております。

原子力災害は、風水害とは違いまして特殊性を持った災害でございます。今後も引き続き町民の皆さんが集うところ、様々な場所、機会を活用しまして、原子力防災に関しての理解と安心・安全のための周知を図ってまいります。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほどから言っているように東日本大震災が2011年にありましたが、この原子力災害の対策についても、その後随分変わってきているように思うんです。以前は10キロから12キロ圏内という言葉を使っていましたが、今は5キロ圏内のパズ、PAZ、それからUPZ、30キロ圏内というふうに2つ、伊万里市あたりが30キロ圏内になるということで、かなりの避難者が出てくるという現状から見ても、私たちも7,800人という非常に厳しく、現実にはいろんな問題があると思います。どのようなルートで来られるのかとかいろいろありますけれども、そういうふうなことを乗り越えて、防災の手引、こういうふうなことを活用しながら備える。しっかり知ってしっかり備えるというふうにここに書いてあるんですけれども、そういうふうなことを思いながら対応していく、あらゆる災害についても目を向けながらやっていくということが大事

だと思っています。

昨年、有明町の有明の公民館で訓練がありましたときに参加をしました。そのときには、多分肥前町からでしたかね、五、六十人だったと思いますが、正確には分かりませんが、かなりの人数の方がバスで2台ぐらい見えたんじゃないかと思いますが、そのときにも名前をずっと言われて、避難をしてこられます。その数7,800人ということですので、きちっと対応だけは、それから職員の方の手配とかそういうふうなものは混雑をするのは間違いありませんので、そういうふうなことに備えるような仕組みづくりは大切なことだというふうに思っています。

今年は嬉野に100名程度が予定をされていたということで、嬉野町では今年アナウンスをしてあります。嬉野から今日は100名が避難をしてきますというのを防災無線でアナウンスをされたそうです。それくらい嬉野、何か頑張っているなということを感じたんですけども、いざそのときになったときに、この放送は何と言われぬように、町民の方にもこういうときにはこういうのがあからねということの周知は大事なことではないかと思っています。

何か触れてはいけないような、人数も多かけんがね、本当現実にはどうだろうかというふうなことはいろいろありますけれども、それを乗り越えて対応、対策はきちっとしておく必要があるのではないかなということ、今年嬉野の方にもちょっとお聞きしたんですけども、何かちょっとの方には伝えてあったらしく、何もなくてよかったということをお聞きしましたので、こういう点にも気をつけてしていただくいいのではないかなというふうに思っています。

では、防災対策ということで、1点目には女性の視点を会議に取り入れてということで、以前、議案審議のときに町長が将来的には30%という言葉も言ってくださったので、急にはならないかも分かりませんが、私は望んでますが、急にはならないかも分かりませんが、そういう視点を取り入れながら会議の中身の柔軟性とか視点を取り入れていくというのは重要なことではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほども言いましたが、防災会議ですね。傍聴についてはもう公開はしてあると思いますが、日程について、私も無頓着だったかも分かりませんが、そういう日程の調整とかも皆さんと一緒に勉強していけばより広がるのではないかなというふうに思っていますので、その点よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、2点目の須古城についてということでお尋ねをしたいと思います。

この須古城については、以前からずっと質問をしている案件ですけども、一番最初は文化庁の国庫補助金を受けて中近世の城館調査が平成14年から行われたということは再度言っていましたけれども、その城館調査の結果が平成19年の調査が白石町内で行われまして、白石町内が須古城だけではなくて、町報の中にはずっと掲載をされていましたけれども、白石町の中には21箇所の調査があったと聞いています。その中でも、須古城については国史跡指定に値するのではないかなというふうなお話を19年に調査があって、翌年平成20年にそういう報告会が総合センターで行われたところでありました。その後も、報告の後に動きを本当はすぐできるような状況ではなくて、その後も県内ではあらゆるところで城館調査が行われて、1,200箇所ぐらい佐賀県全体

であったというふうに結果的に聞いています。その後、結果の中で、須古城をどうするかという問題に入っていただきまして、令和元年の9月議会で国史跡指定に向けた取り組みが開始をされたところでありました。

会議の状況については、令和4年、5年あたりに、今年もされているかと思いますが、その4年からの状況を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○矢川靖章生涯学習課長

須古城跡調査検討有識者会議について状況を説明をいたします。

有識者会議の委員については、城郭研究の専門家から佐賀大学全学教育機構教授と元大分県立歴史博物館館長の2名、龍造寺氏の研究の専門家である佐賀大学名誉教授の1名、計3名の有識者により構成し、検討をいただいております。会議については、令和4年度に発足し、令和4年5月30日に第1回目の会議を、令和5年6月20日に第2回目の会議を実施しております。会議では、須古城跡の調査方法について委員より指導、助言をいただき、調査を進めております。具体的には、現在実施している須古城跡地形測量図の測量範囲や発掘調査箇所の設定、城跡の現地における指導をいただいております。直近の開催として、令和6年1月に第3回目の会議を開催し、調査の指導をしていただく予定としております。

また、文化庁調査官による現地調査を令和4年度に受けており、今年度についても調査官の調査を行う予定としております。佐賀県文化課文化財保護・活用室からも調査への指導、助言をいただき、事業を進めているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

専門家の指導、助言の下に行われているということで進められていますが、令和4年度には地形の測量図、昨年ですけれども、また竹の伐採等がかなり行われた状況です。これについても、大変見通しがよくなったというのを感じているところです。5年度も現地調査が今行われているところですけれども、その進捗状況についてお尋ねをします。

○矢川靖章生涯学習課長

進捗状況については、令和2年から3年度に地形測量図作成に向け、竹の伐採と一部処分を実施し、令和4年度に須古城跡主要部分の地形測量図作成を行いました。

それでは、提出しております資料2の2の図面について説明をいたします。

資料1 ページ目については、令和4年から5年度の須古城跡の測量範囲を示したものになります。水色で示した範囲が今年度の測量範囲となります。現在測量を実施しています面積は21ヘクタールで、城跡の外堀までを網羅するものとなります。赤い色、画面で見ますとちょっと茶色っぽく見えますが、赤色で示した範囲が昨年、令和4年度に測量を実施したのものになり、面積は11.4ヘクタールになります。

資料2 ページ目につきましては、1 ページ目、赤色で着色した令和4年度測量範囲の実際の測量図となります。縮尺は500分の1で作成しており、須古城跡主要部分の

地形の構造や標高についての重要なデータを得ることができました。また、地形測量に伴う現地踏査により新たな石垣面が確認されるなど、測量事業を通して新たな知見が得られました。

今年度の発掘調査では、この地形測量図を活用し、城跡内の4箇所、溝を掘って調査するトレンチを設定して、本年11月より実施しています。発掘調査の期間については、年明け、令和6年1月までを予定しております。具体的な調査地点は須古城跡頂上の平面部分の曲輪Aにて3箇所、中断部分の曲輪D、やぐら台跡にて1箇所です。

現在の調査状況ですが、曲輪Aの出入口である虎口と考えられる箇所に設定した第1トレンチにおいて、加工された石材を用いた石段の遺構を検出しております。また、全ての調査トレンチから瓦片を検出しており、場内に瓦ぶきの何らかの建物が存在していたと考えられます。さらに、発掘調査期間中に有識者会議を開催し、調査の進め方について現地で指導を受ける予定としております。

以上です。

○内野さよ子議員

課長が言われていたトレンチというのは、ある一定の場所をずっと定めるということですね。それが4箇所決めてあって、その曲輪のところとやぐら台のところは1箇所ということですね。

ということで、答弁をしていただきましたけれども、大変今後のことがありますけれども、実は日曜日、昨日おとといも午前中には県内の17人の方が見えてました。それから、午後は鳥栖の勝尾城から10人の方が見えてます。その午後からの分については生涯学習課から説明をしていただきましたけれども、かなりの方々がお見えになっていただいています。ただ、トレンチの部分はずっと覆ってありますけれども、これは楽しみですねというようなことを後で言われてましたので、随分興味のあるの方々が見えてますし、訪問記録のところには10月からかなりの人数の方が、千葉県とかからも見えておりましたし、そういう現状のある中で、今後の広報とかお知らせについてはどうかということをおっしゃっています。これから史跡申請に向けて、多分10年あたりに申請になるかと思いますが、そのことに向けて四、五年ありますから、その間、町民の方への周知であったり見学者への広報というのはとても重要になってくると思うんですね。そういうことであることから、町行政と、それから町民が一体となって進む姿勢がポイントだと私は思っているんですね。もう既に地元の須古歴史観光振興会等々の皆さん方にはかなりの伐採とかをしていただいています。行政もかなり今力を入れていただいています。そういった一体となった姿勢がとてもいいことだと思います。

これをなぜ思うかということ、例えばオリンピックの招致なんかのときも、どういうところで視点を置くかということに、国民の皆さんがオリンピックに関しての関心度がどのくらいあるかとかということが最大のポイントになるようなことをおっしゃってました。それからすると、やはり史跡指定にそれが関係するのかわかりませんが、そういった町民と行政が一体的になって、しかも町内外の方にも須古城という、そういう認識をしていただくことがとても大切かなと思います。その点につ

いて、広報とかそういう目からはどうかということをお尋ねします。

○矢川靖章生涯学習課長

多くの方に見学していただけるように、須古城跡の見学環境の整備についても行っております。令和2年から3年度に伐採を行った竹が再び繁茂しないように伐採地の除草を年2回実施しているほか、年間を通じた見学を可能とするため見学路の定期的な除草を月1回程度実施しております。また、本年度は新たに頂上部、曲輪Aの東側斜面において繁茂していたツタ——低木のことですが——を伐採、処分を実施し、頂上からの視界の改善を行っております。複数年にわたり事業のため、調査の状況、成果を随時お知らせし、住民の皆様に興味、関心を持っていただけるよう広報を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

そういった状況が続いていくと、関心も皆さんに持っていただけるのかなというふうに感じているところです。

そういうことですが、史跡指定ということでありますが、史跡指定をどのポジション、どういう感じでやっていくのかとか、そういう活用の範囲とかということのどのようになら考えていくのかということについてお尋ねします。

○矢川靖章生涯学習課長

現在、須古城跡の保存と活用を図るため、国、県の補助を得ながら、国指定史跡申請を行うための準備を行っているところです。その申請に必要な調査報告書作成のための基礎資料とするため、須古城跡の地形測量図の作成、またそれを基に発掘調査の実施と文献調査が必要となってきます。現在地形測量と発掘調査を行っているところであり、進捗につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。今のところ計画どおりに事業は遂行しているところであります。今後、県内外の図書館などの保管の古文書などを基に資料の収集を行いながら文献調査について行っていき、令和9年度までに調査報告書を作成し、地権者の同意を得た上で、令和10年度、国史跡指定申請書を文化庁へ提出し、指定を目指します。

国の指定を受けた後は、保存活用計画を立てる必要があります、計画の骨子として大別して4つの分野について策定していくこととなります。1つ目は、史跡の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための保存管理に関する分野、2つ目は、史跡の本質的価値を理解し、それを現在社会に生かす活用、具体的には公開施設設置、ソフト面の施策に関する分野、3つ目は、保存のための整備、復旧及び活用のための施設整備といった整備に関する分野、4つ目は、今申しました3つの分野を一体として確実に進めていく上で必要となる運営方法や円滑に進めるための体制に関する分野、この4つの分野について定めていく必要があります。保存活用を立てる過程で具体的な保存活用について検討していくこととなりますが、基本的には今申しました須古城跡を次世代へ確実に引き継ぎ、全国の皆様に知っていただき、観光資源としての有効活用、ま

た歴史的価値が高い遺跡が存在することで、白石町住民の皆様の誇りと愛郷心を醸成していきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほど鳥栖の勝尾城から見えていたというボランティアの方々がおっしゃっていましたが、勝尾城はもう国史跡指定になって何十年もなるんですね。ボランティア活動が始まったのが後になっています。そういったことで、本来は今国史跡指定を目指すところに向けてよくPR活動をされているのが、史跡指定は取ったけれども、その活用がうまくできていないというようなことがよく言われています。その点からすると、こういった順序よくやっていくという、ちょっと遅くなった、大学の先生から言わせると、もっと早くやってもよかったんじゃないかと言われましたけれども、そういう順序立てとか職員の皆さん方の配置とかそういうことについては順序よくやっていただきましたので、かなり町民の皆さんにも浸透していくのではないかなというふうに思っているところです。

4つのことを今おっしゃっていただきまして、保存管理、それから理解をし、活用をしていく、3点目には整備、保存をしていくというようなこと、それから運営体制づくりが大切であり、それを観光資源に生かしていくということを最後の目標に持っていけば、西にはかなりの須古城があるよと、白石町の西には須古城があるよという皆さんに認識をしていただく、観光資源としても活用をしていくというのがとても大切だと思います。

それから、須古の辺り、もちろん南のほう、昨日吉岡議員も言われてましたが、私は干拓の辺りが大好きですし、西のほうにもかなりの遺跡であったり、有明にもありますので、そういった面で点を面として広げられるような5年後、10年後になっていくようになればとてもいいなというふうに私は思っています。町全体で国指定に向けた雰囲気醸成を図る。それは課長も言われましたけれども、そういうふうになっていくように、みんなで取り組む姿勢が大事であるなというふうに思っております。

町長、すみません。7分ありますので、最後の言葉をお願いします。

○田島健一町長

内野議員からは、今回の質問、須古城の国史跡指定に向けたことについていろいろと御質問をいただきました。

担当課長からもいろいろと状況等々についても答弁を差し上げたところでございますけれども、やはり白石町の歴史を見る中において、杵島山系にあるこういった須古城であるとか稲佐神社とか、いろんなものがございます。そしてまた、吉岡議員からも先日は海のほうの話もございました。山と海、どちらかというとならば山のほうが先でございますので、須古城の国史跡指定に向けた取り組みをしっかりとやった上で、また海岸のほうでも、海岸というか平地の中にもいろんな史跡がございますので、そちらのほうもどんどんまたやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

まずは、やっぱり私も須古城のほうが先だというふうに思っておりますので、町全体としてやっていきたいという気持ちでいっぱいでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○内野さよ子議員

先ほどトレンチという言葉をおっしゃいまして、ブルーシートがかぶせてありましたので今回見ることができませんでしたけれども、先ほど発掘の調査の結果等々も言われましたので、最終的には公表をされる時期が来ると思っています。吉野ヶ里についても出たとかないとかいろんなことを言われながら、最後には出たとか、そういったものが出ると。とても楽しみですけれども、間違いなく大学の先生と一緒に進めてあるので、私は期待をしているところです。

以上ですけれども、町長もありがとうございました。これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時36分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。定松弘介議員。

○定松弘介議員

皆さんこんにちは。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

皆さん方も御存じのとおり、日本の人口は2004年の1億2,780万をピークに少子・高齢化に向かい、人口減少が進み、2070年には、これから47年ぐらい後になりますが、8,700万人となると試算されています。約50年後、47年後ですが、私ももうこの世にはいないんじゃないかというふうに思いますが、そこにおられる皆さん方もあまり変わらない状況じゃないかというふうに思っております。

この人口減少は、白石町のみならず、全国1,700の自治体全てが抱える深刻な問題です。中村議員の話にもありましたが、令和4年の出生数95名で、ふと思い出しておりましたが、私が中学校の時代で3町合わせて多分学年で1,100から200人いたんじゃないかというふうに思います。10%切ってるんですよ。1,200人ぐらいいたのが95名です。計算してみたら、7.9って出ました。7.9%の学年数になってる。これはもう大変な数字じゃないかと思います。先ほども申し上げましたけども、生きていれば何とか解決策にも携われるんですが、死んでしまってますから、どうしようもない。そう考えると、本当に心配でなりません。

この少子化において、対策として白石町の魅力を発信し、定住・移住につながるべく努力されていると思います。どのようにそのことに対して進められているのか、お伺いいたします。

○中村政文総務課長

総務課所管の魅了発信について答弁をいたします。

特産品等の紹介、あと名所案内ための発信を行うために、がばいよかどこ発信事業を例年実施をしております。昨年度は大手料理教室とコラボレーションを行いまして、主にレンコンのレシピの作成や東京、福岡での試食会を実施をしております。今年度は、福岡市の九州朝日放送ですが、その放送局によります特産品、名所等の案内をしていただく予定でありまして、3月に放送の予定をしておるところです。

これからは、地域内外の企業や団体、個人などと連携し、白石町のブランディング戦略を明確に定めた上で地域の活性化を図り、白石町の魅力発信を充実させていきたいと考えております。また、各施策の情報発信について、総務課では広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を所管しておりますが、子育て支援や医療費の助成、給食費の助成、就農支援、高齢者サービスの充実等、役場内各課の様々な振興施策の発信をしております。先ほど申し上げましたブランディング戦略をはじめ、各課と連携しながら移住・定住を促進し、選ばれる町、住みやすい町、住み続けたい町と皆様に思っていただけのように、情報発信に努めてまいります。

以上です。

○山口裕一総合戦略課長

私のほうからは、移住・定住促進の情報発信について答弁させていただきます。

本町では、移住・定住を促進し、将来にわたって町の活力を維持するための移住・定住策を講じておりまして、各種媒体を通じ、情報発信を展開しております。広報「白石」や全国版の情報誌、子育て世帯対象の情報誌などによります紙面掲載ですとか、町のホームページ、ケーブル放送による情報発信、フェイスブック、インスタグラムによるSNS発信を行っております。

また、昨年度からは、事業の対象年齢層の方に対しまして、主に39歳以下の方となりますけれども、スマートフォンのポップアップ画面にインターネット広告の発信も行っております。特に白石町のホームページ上では、この町で暮らしたい、白石町移住計画を掲載いたしまして、移住を検討される方に分かりやすく制度が伝わるように努めております。また、ホームページと同様の内容を印刷物として発行いたしまして、各種イベントや役場窓口にて配布するとともに、各関係機関ですとか団体、あるいは住宅展示場などにも担当者が足を運びまして、周知の依頼を行っております。その他、各種媒体を通じた以外にも、毎年東京、大阪、福岡で開催されます移住関連イベントにも参加いたしまして、白石町の魅力を発信しながら移住相談を行っているところでございます。

今後も移住・定住を希望する方々に対しまして、白石町のよさ、これを伝えながら、移住・定住支援に関する情報を広く、かつ細やかに提供してまいりたいと思っております。

ます。

○定松弘介議員

今答弁いただきましたけども、次の1の(2)のほうも同意義のことだと思しますので、これまで答弁お願いできますか、定住・移住者に向けた支援策はということについて。

○山口裕一総合戦略課長

本町の定住促進対策や移住支援策につきましては、第3次白石町総合計画や白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、現在取り組みを進めているところでございます。

具体的には、若い世代への住宅取得支援といたしまして、町単独で住まいる“しろいし”応援事業を創設いたしております。39歳以下の夫婦または中学生以下のお子さんがおられる方に対しまして、新築住宅の建築費用、建て売り住宅の購入費用に最高100万円の助成を行い、親御さんと同居を目的といたしました既存住宅の増改築費用に最高50万円を補助しております。また、移住支援といたしまして、東京圏から移住される方々に対しまして、単身60万円、2名以上の世帯は100万円、加えて18歳未満のお子さん1人につき100万円を加算する東京圏在住者移住支援事業に取り組み、その他県外から移住される方につきましても、同様のさが暮らしスタート支援事業により支援金を交付しております。

また、新婚生活を送られる方に対しましては、結婚生活のスタートアップに係る費用を支援いたします結婚新生活支援事業に取り組みしております。支援金の額につきましては、夫婦共に29歳以下で60万円、夫婦とも39歳以下で30万円となっております。この事業は国庫対象事業でございますが、所得要件が夫婦の所得合計が500万円未満を対象ということにしております。非常に要件が厳しいということもございしますので、昨年度から町単独で所得要件を取り除き、町内で新婚生活を送られる夫婦共に39歳以下の全ての方に対しまして20万円を支援することといたしております。

また、本町の人口減少している現状を踏まえまして、人口減少抑制につながるような移住・定住支援策を講じる必要がございますので、特に若年層への住宅取得、住居改修支援等による移住・定住支援策を講じることが将来への人口抑制に向けまして有効であると思われましますので、先ほど申し上げた施策を継続、あるいは対象拡大についても検討しながら、今後も白石町の特性に合った効果的な施策について模索してまいりたいと思っております。

○定松弘介議員

これまでいろんな対策で移住・定住問題に向かってこられたと思いますが、その結果はいかがでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

お答えいたします。

今、移住・定住全体の全てを網羅した詳細の資料を持ち合わせておりませんので、主な事業につきましてお答えさせていただきます。

住宅取得の支援事業でございます住まいる“しろいし”応援事業補助金、これにつきましては、令和4年から開始しております。事業開始年度ということで、少しばかりまだ周知ですとか浸透はできていなかったと思われまじけれども、令和4年度につきましては8件、498万円の補助の支出を行っておりますし、令和5年の実績見込みでございますけれども、もう既に今年度は19件の見込みがっております。非常に大きく増えておりますことから、今後の増加も見込まれるところでございます。

また、白石町空き家・空き地バンク事業を行っておりますけれども、これまでの実績として、これは令和5年11月30日時点でございますけれども、40件の実績がっております。

それと、先ほど申しましたように新婚生活者へのスタートアップ支援ということで、白石町結婚新生活支援事業といたしまして4年度の交付実績が13件となっているということで、非常に多くの皆様が御利用いただいている状況でございます。人口減少抑制に寄与していると分析しておりますところでございます。

以上でございます。

○定松弘介議員

いろんな対応の結果、たくさんの成果が出ているようであります。しかし、いろんな我が町のいいところ、誇れるところをアピールする。そして、移住希望者に注目してもらい、移住地として一つの選択肢にしてもらおう。いわゆるマーケティングのような売り込みは、どの市町村でも自治体でもやっているものだと思います。1,700の中から移住希望者、定住希望者は選べるわけです。ですから、その中から白石町に行きたいというような、いわゆるブランド化されたブランディング戦略というふうにおっしゃっていましたが、まさにここしかない、ちょっと言葉的に悪いですけど、適切じゃないかも分かりませんが、ここに住まないで損するというぐらいのブランド化を何とか執行部のほうで考えていただければというふうに思います。

それでは、町は定住促進で分譲地の開発等を検討しているかどうかについてお伺いします。

○山口裕一総合戦略課長

まず、本町における状況でございますけれども、近年の住宅の開発状況を鑑みますと、近隣市町等の宅建業者によります少数区画の、いわゆるミニ分譲地開発というのが多く見られております。また、毎年のように新規のアパート建設も見受けられております。これらの購入者や入居者は、他市町からの移住者や親世帯からの独立によります町内転居者など、事情や内情は様々でございますけれども、購入率や入居率も高く、本町内での住宅ニーズは多少なりとも高まっていることがうかがえます。

本町としても、住みやすいまちづくりを行うべく様々な検討を行っているところでありますが、町主導の土地対策といたしましては、先ほど申されましたように統合再編される公共施設跡地について宅地分譲を含めた利用検討を行っておりますし、福富中学校

跡地、予定でございますけれども、宅地分譲開発もその一つでございます。福富中学校跡地につきましては、現在委託業者による現地調査を含む各種調査をひとまず完了し、分譲区画案を3パターンほど挙げ、内容を精査、調整しているところでございます。概要といたしましては、いずれの案も約100坪の区画を30戸ほど配置したもので、今年度中に基本計画としてまとめていきたいと考えております。

今後も統合再編に伴う小学校跡地や公共施設跡地が発生いたしますので、公的利用、あるいは企業誘致、購買宅地分譲など、様々な可能性というのを模索してまいりたいと思っております。

○定松弘介議員

中学校統合、そして小学校統合というような流れの中で、旧福富中学校跡地もやはり、有明地区小学校跡地、そして白石地区小学校跡地が発生するわけですが、その地域の皆さんは各学校にその思いがございます。ぜひ有効的な活用をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の通告、2番についてお伺いいたします。

207号線で起きた大事故から数年が経過します。当時多くの人の声で指摘されたのは、街路灯の少なさ、照明の暗さでした。しかし、あれから数年たってますが、何の変化もなく経過してます。県外から来た私の友人から、夜に車で走るのはこの地区は怖いと言われました。都会と状況が違うのは分かりますが、明るくすれば農作物に影響が出るとかいろんなこともあるかと思いますが、事故が起こった国道、これは国が管理するものかと思いますが、要望なり何かと必要となってくると思いますが、まず交通安全協会の安全対策の現状についてお伺いします。

○中村政文総務課長

交通安全協会について取り組みを御報告いたします。

白石町交通安全協会は、交通による危険を防止し、交通事故の防止に努め、交通安全の実現に寄与することを目的とした組織でございます。

具体的な協会の取り組みについてでございますが、季節ごとに実施されております年4回の交通安全県民運動の期間中に、立哨活動はもちろんのこと、町が実施します交通安全パレードやドライバーサービスにおいて交通安全の啓発活動に御尽力をいただいております。また、昨日、12月11日ですけれども、道の駅しろいしにおきまして白石警察署と合同で地域連携防犯交通事故予防啓発活動を行われておりまして、福富こども園18名と一緒に道の駅しろいしの来場者に防犯、交通事故防止のグッズを手渡ししながら、防犯、犯罪、事件や交通事故に遭わないように呼びかけを行われております。

また、ほかに併せまして、交通安全施設や危険箇所の点検、あと国道におけます立哨活動につきましては、地域ごとに計画をされて定期的に実施をされておりますし、カーブミラーが特に曇りますこの冬の期間につきましては、カーブミラー磨きも実施をされております。また、年度当初には、町内の保育園や幼稚園、こども園、また小・中学校にランドセルカバーとか、あと反射のたすきなど、交通安全の用品の贈呈

等を行われておりまして、交通事故防止に寄与をされております。

以上です。

○定松弘介議員

交通安全協会の取り組みは、やはり枠が決められて、枠外にはちょっと言いましたら手が出せないといえますか、その範疇じゃなくなってしまうのかも分かりませんが、しっかりと取り組みはなされていると思います。しかし、その枠外になるとなかなかできないところが多いようですので、防犯対策も意識しながら、さきにも申し上げましたが、事故現場の箇所に、国への要望となるのかも分かりませんが、交通安全も踏まえて街路灯の見直しを検討していただけないでしょうか。

○笠原政浩建設課長

特に207号で事故があったところの街路灯の道路照明灯ということで、県のほうにも要望等はしているところがございますが、基本的に事故等が発生した場合にはその道路の状況を警察、あるいは公安のほうから、こういったところを道路管理者として対応していただきたいというような要請がございますので、そういった形で捉えていくものというふうに認識をいたしているところがございます。

以上です。

○定松弘介議員

国道だから町はいろんな管轄が違うものだと思ってましたが、その辺は町で対応できるということですか。

○笠原政浩建設課長

国道の道路管理者です。要するに、県ということになります。

以上です。

○定松弘介議員

じゃあ、207号線の事故の後、県のほうに要請とか要望活動はあったのでしょうか。

○笠原政浩建設課長

白石町のほうからは要望はいたしておりませんが、警察から県のほうに要望があっているかどうかは、ちょっと確認できておりません。

以上です。

○定松弘介議員

今の答弁ですが、それは確認して事故等々起きないように状況に、早く設置していただきたいと。いわゆる街路灯で少し明るくしないと、本当に第3の事故が起きてしまうんじゃないかというふうに思います。ぜひ街路灯設置を要望してください。

○笠原政浩建設課長

現段階で街路灯がその部分、207号であった部分については、こういった形で街路灯が設置されていないかも含めながら、県のほうに状況を確認しながら要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○定松弘介議員

よろしく願いをしておきます。

道路に関して、道路標示の整備についての取り組みについてお尋ねいたします。

道路標示は、速度規制の看板だとか道路上のライン表示になどについて警察署、公安委員会等の規制があるように聞きます。交通安全に直接関わる消えかかったラインだとか、危険箇所にはラインがないだとか、そういう場所への対応はどうされておりますでしょうか。

○笠原政浩建設課長

道路標示、中央線、外側線、文字等の表示の整備につきましては、道路の路面の補修を行って、新たに設置する工事や薄くなって消えかかっている道路の標示を再度整備する工事を実施をいたしているところでございます。施工箇所選定につきましては、年2回実施されております通学路合同点検時に要望があった箇所、交通事故等が発生し安全対策として警察署や公安委員会から要望があった箇所、地元駐在員さん等より報告を受けた箇所などを踏まえまして、危険度を考慮しながら順次実施をしているところでございます。

道路標示は、道路の構造の保全や道路利用者の安全対策として重要な役割であると認識はしておりますが、町道の延長が約430キロあり、道路標示の設置または再設置が必要な路線を引き直すためには多額の費用が必要となりまして、単年度の道路工事の予算で施工できる箇所は限られています。しかしながら、道路の標示は道路の安全対策に欠かすことのできない設備でありまして、今後も通学路や見通しの悪い交差点やカーブ等の危険な箇所を重点的に、計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○定松弘介議員

安全を考えれば予算などとは関係ないとは言いませんが、まず住みやすい安全なまちづくりという形で進むに当たり、早急なライン表示などは早めにやっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

先ほどから街路灯についても少し触れてまいりましたが、町道管理者が管理する照明灯、そして街路灯、防犯灯の設置についての状況をお伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

道路等に設置をされております街灯には、大きく分けまして道路照明灯と防犯灯の

2種類がございます。道路照明灯は、道路や交差点等、主に夜間の交通の安全と円滑化のために設置をされております。防犯灯は、夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障のある場所に夜間における町民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るため設置をされているというような状況でございます。

現在、町が管理する道路照明灯は14路線で216基を管理しております。主な設置箇所は、町内3中学校周辺の通学路、役場周辺や幹線道路の交差点、駅周辺道路などに設置をしております。防犯灯につきましては、主に住宅地や生活道路等に設置され、一般的には設置及び維持管理を地元自治会で行われておるといふような状況でございます。

以上です。

○定松弘介議員

いろんな管理者の違いで、何か大変複雑になっているような感じもいたしますが、多くの照明機器が設置されていますが、都会とは違い、いろんな条件の違いもあるかも分かりません。これは、いわゆる先ほども触れましたが農業地であるという致し方がない部分もあると思います。来年度開校する新中学校の通学道路の照明灯設置について確認させてください。自転車通学とかの増加で事故率が上がるのが心配です。いかが対応されるのでしょうか。

○笠原政浩建設課長

新中学校の通学路指定に伴いまして、道路照明灯や防犯灯の整備につきましては、通学路を含む周辺の道路も交通状況や通学路合同点検での意見を踏まえて、交通安全対策として整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○定松弘介議員

じゃあ、これからの構想になるわけですかね。

○笠原政浩建設課長

通学路合同点検につきましては、年2回実施をされておりました、その都度その都度こういったところに交通安全対策として整備をしていただいたという要望等が出てきますので、それに準じて実施をしていくというような状況になっております。

以上です。

○定松弘介議員

分かりました。

もう一つ、昨今の凶悪犯罪解決に防犯カメラが大変な活躍をしております。町内の防犯カメラの設置状況はいかがでしょうか。

○中村政文総務課長

町内の防犯カメラの設置状況についてでございますが、肥前白石駅、また竜王駅、あと総合運動場や各種小・中学校、あと保育園とかふれあい郷、あと漁港の施設、あと道の駅などの公共性のある施設等に合計86台の防犯カメラが設置をされております。そのほかにも、町内には商工会や民間事業者等々で地元で設置されています防犯カメラも数多くあるようではございます。白石警察署のほうでも、犯罪事件等の捜査で必要であるということから把握をされているようではございますが、内容等は開示できないこととなっているということから、町としては町内の設置箇所の全てを把握はできていないのが現状でございます。

以上です。

○定松弘介議員

街路灯、防犯灯、防犯カメラなどの設置が安全・安心なまちづくりに大きく寄与をしたいと思います。しっかりとした対策をお願いいたします。

それでは、最後のスッポン放流の意義と目的についてお尋ねいたします。

スクミリングガイというふうにジャンボタニシのことを言うところの前知りでしたが、被害抑制にスッポン放流がなされてきました。その放流実績についてお伺いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

スッポンの放流実績についてでございます。

スクミリングガイ、通称ジャンボタニシですけれども、この水稻やレンコンの食害対策として、平成17年1月の市町村合併以前から放流をされてきております。旧白石町では、平成6年度頃から町でスッポンを飼育して放流をされております。旧福富町では、平成14年度から放流されていたようです。いずれも放流の実績、何匹だったかというのは詳しい記録は残っておりません。市町村合併後のことですが、平成17、18、24の各年度と令和3年度の4回、毎回1,000匹ずつ放流をしておりますので、4,000匹の放流は行っていることは事実であります。

年度によって放流場所や方法は異なりますが、平成17年度及び18年度については被害が多い箇所、いろんな農家さんから聞いたところについて町が放流をしております。平成24年度または令和3年度については、事前に要望調査を行って、要望があった生産組合や農地・水組織とかにスッポンの稚亀を配布して放流を行っていただいています。ちなみに、平成24年度は37団体、令和3年度は64団体への配布及び放流を行っていません。また、平成24年度及び令和3年度事業につきましては、ふるさと寄附金を財源として活用させていただいています。被害面積や事業効果などの定量的な数値をお示しすることは困難ですが、農家などからは一定の効果はあったとの声をいただいております。

以上です。

○定松弘介議員

430キロのクリークの中に4,000匹、多いか少ないかはちょっと判断できませんが、

亀は万年という寿命を持つと言われてますので、まだ死んでないはずですが、増えることも考えられると思いますが、最近のジャンボタニシによる被害状況というのはお聞きになったことはありますか。

○吉村 浩農業振興課長

スクミリングガイの被害につきましては、水稻では田植直後二、三週間の苗がスクミリングガイにとっては好物ということで言われておりまして、今年度も結構な面積で被害に遭ったというようなお声は何人かの農家からいただいております。

以上です。

○定松弘介議員

大変な数を放流されてますので、もちろん成長して大きくなって親亀になって産卵もするというふうなことで、かなりの成果が出ていくんではないかというふうに机上では考えられますが、その管理はどのようにされてきたかお伺いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

スッポンの放流後の管理につきましてですけども、放流をする際に一匹一匹にタグをつけているとか、ほかの流域に流れないようにとかそういう柵を設けているわけではありませんので、先ほどありましたように、今どれぐらいどこにいるのかというのは把握をできてないというのが現状でございます。

以上です。

○定松弘介議員

今生息してるスッポンの数を当たってくれというわけではありません。ただ、スッポンは大変高価な食料として、皆さんといいますか、スッポンを題材にして営業をされてるところなんかは物すごく欲しがられますね。ですから、高価なものとして取引がされているようなんです。ですから、当然捕りに来る方々もたくさんいらっしゃるというふうに聞きます。やっぱり放流のことを知っておられる地元の方々がここは捕ったらいけませんよという話をしたら、先ほども言われましたけども、どこにタグがついとるかとか、どこに禁漁と書いてあるかというふうなことで、地元の人に管理していただければ、当然管理できません。

ですから、白石町内クリーク全域、スッポンに限ってでもいいです、スッポン漁は禁止ですというような条例はできないもんなんじゃないでしょうか。条例といいますか、決め事はできないもんなんじゃないでしょうか。

○吉村 浩農業振興課長

捕獲の規制のことですけども、既存の規則の中では佐賀県の内水面漁業調整規則というのがございます。その中では、180グラム未満のスッポンの採捕はできない、捕ることはできないということが規定をされております。そのほかについて制限ができないかということで、これまでもかなり検討をされてきておりますけれども、改め

て県のほうにもまた今回問合せをしておりますが、白石町全域とか年間を通じてというような規制はできないと。例えばどここの箇所、例えば禁漁区をするのであれば産卵する何月から何月までとかそういうことをしないと、ちょっと全面的な禁漁とかそういう規制はできないということで伺ってるところです。

以上です。

○定松弘介議員

スッポンを捕りに来られる方々というのは、密漁とかという意識は全くもちろんないわけですから、普通に魚釣りと同じような形でスッポンを捕りに来てるというぐらいのもので、罪悪感も何もないわけですね。ですから、私は町内のスッポン釣りは禁止ですということを町内で決めていいのではないかというふうな感じもしますが、全ていろんな農作被害等々にいい方向であれば町内で決められるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○吉村 浩農業振興課長

先ほども申しましたけれども、条例等によって捕獲の規制をするというのはちょっと難しいということで思っております。

この問題につきましては過去からもいろいろ議論をされてるところでございまして、先ほど市町村合併後、平成17年度以降の捕獲のお話をいたしました。平成17年度に1回やりまして、2回目の平成18年度以降、このときには予算の中でスッポンの購入と、看板設置についても予算化をして設置をしております。平成18、24年度及び令和3年度を合わせて、町内105箇所のポイントに看板を設置しています。ジャンボタニシ駆除のためにスッポンを放流しています、スッポンの捕獲をやめてくださいというような内容を書いた看板を設置してるところです。

あと、もう一つ、平成17、18年度放流をした後、平成24年度、令和3年度は希望する団体に配布をしたということをお願いしたけれども、やっぱり生産組合だったり、自分の身近な水路でスッポンが捕られてるということを町民の皆様、農家の皆様にも気にかけていただくと、見ていただくという意味で団体のほうに配布したというような意味がありますけれども、今のところ捕獲対策として行っているのは以上の2点になります。

以上です。

○定松弘介議員

そうですね。地元の方々に捕獲してはいけないという意識を持ってもらう、これが一番だと思います。それがここは捕ってはいけないよという決まりを伝える役目も負ってもらって、いわゆる監視役を引き受けてもらうというような形なんですけど、その方々が捕ってはいけないことを伝えるのに看板を見せようとしても、看板が見えないというんですね。ですから、看板がしっかりとあれば、捕獲に来た人たちも気が引けるでしょうし、そしてまた注意をする人たちもしっかりと注意ができるというふうに思いますので、その看板設置からもしっかりとしていただければというふうに思

います。よろしくお願いいたします。
以上で私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで定松弘介議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時01分 休憩

14時20分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。岸川信義議員。

○岸川信義議員

議員番号2番、岸川信義。

発言の許可がありましたので、ただいまから大項目1番、使い忘れがないように、商品券について、大項目2番、人生100年時代を迎えて、農業者年金について質問します。

なお、ケーブルテレビやSNSの視聴者に分かりやすいよう、ポスターや資料の説明用パネルを使用いたします。

大項目1番、使い忘れがないように、商品券について。

このポスターは、白石町発行のスマイルしろいし商品券の使い忘れはありませんかと、白石町商工会が製作されたものです。現在商品券を取り扱っている町内約200店舗に掲示されています。今年8月下旬から実施されているスマイルしろいし商品券第3弾事業は、全町民が対象で、1人当たり4,000円の商品券が給付されました。商品券のデザインはレトロ調で、みのりちゃんとコウノトリがコラボしているイラストであって、白石町らしく好感が持てます。商品券については、長期にわたるコロナ禍や物価高騰の影響を受けている家庭にとっては助かります。また、商品券は町内でしか使えないことから、町内の商業にも大きな効果があっています。これは価値ある町政の一つだと思えます。

それでは、令和5年全町民に給付されたスマイル商品券の現在の使用状況について、1番、給付金額及び実施期間、2番、現在までの使用額及び換金率、答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症及びエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の生活支援を図るために、今年度8月末から全町民に1人当たり4,000円分の商品券をお配りいたしました。

議員お尋ねの商品券の給付金額につきましては、発行冊数2万1,505冊、発行総額8,602万円でございます。11月末現在の商品券受け取りの状況でございます。2万

1,413冊、金額にいたしますと8,565万2,000円、受け取られた率といたしましては99.6%でございます。また、御質問の実施期間、使用期間でございますけれども、8月末から12月31日までとしております。使用期間は12月31日まででございます。現在の使用額、これは実際に使っていただいた金額と換金率につきましては、10月末現在ではございますが、換金冊数1万643冊、金額にいたしますと4,257万4,500円となりまして、未送達分を除いた換金率といたしましては49.7%ということになっております。

○岸川信義議員

先ほどの課長の説明で、大きくくりでいいますと、10月末日のデータで約50%の商品券が使われているということでもいいですね。

それでは、2番目に入りますが、資料2をお手元で開いてもらったらいいと思えます。

それでは、次の設問に入ります。

大型店と小売店の換金比率について答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

大型店舗と小型店舗の換金比率についてお答えいたします。

大型店舗と小型店舗の換金率につきましては、こちらも10月末現在ではございますけれども、大型店舗70.7%、そして小型店舗でございますけれども、29.3%ということになっております。

以上でございます。

○岸川信義議員

先ほど課長から答弁がありましたけれども、大型店で約70%、小型店、小売店で約30%の換金があっているということです。

私が足で拾った話なんですけれども、商工会では商品券を小売店でもっと多く使ってもらえるよう、今年も町内約200店舗の小売店を対象としたスマイルしろいし商品券獲得支援事業を行い、1つ目が「ほっと横丁昼市」、2つ目がしろいしカード会、3つ目が「なにかがおこる金曜日」の3つの共同体で実施されているので、小売店の換金率が上がることを期待しています。しかしながら、現在実施している商品券の換金率が大型店約70%、小売店約30%と昨年と変わらないようであれば、何らかの対策が必要だと思います。次回の商品券発行の際には、担当課と商工会で今以上の協議を行い、その協議資料や提案される商品券を議会で検討、チェックした上で発行したらどうか、答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

今回の商品券の交付事業につきましては、商工会事務局のほうと入念な打合せを行いまして、最終的には住民の皆さんが幅広く使いやすいようにということで、共通の商品券として発行したわけでございます。今年度のコロナの交付金の目的、これがあ

くまでも物価高騰の影響を受けられた町民の生活の負担軽減ということが目的でございましたので、消費者の利便性を考え、大型店舗にも募集をかけてまいりました。次回の商品券を発行するような事業に取り組む場合でございますけれども、意思決定のスキームとしては、当然議会の意見も拝聴しながら議案上程、そして監視機能を担っていただくという形になりますけれども、先ほど御指摘があった点でございます。商工会のほうとも十分な協議ということも留意しながら、これまで取り組んできた商品券発行事業に対する御意見等を十分に取り入れた上で、またその時々に変化する可能性がある事業目的ですとか経済状況、またそういったことも総合的に勘案しながら、公共事業の内容を煮詰めていく必要があるかと思っております。

○岸川信義議員

商品券をもらえる町民、また使ってもらおう商工会が関係する町内の店舗に不平不満等が生じないように、ひとつよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

これからの広報について答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

繰り返し繰り返しになりますけれども、商品券の使用期限は12月31日までとなっております。使用期限の周知につきましては、広報紙、行政放送、町ホームページ、フェイスブックやLINE等のSNSのほうで周知をしております。また、白石町商工会では、使用期限のポスターを作成されまして商品券取扱店での掲載をさせていただいております。広く住民の皆様への使用期限、こちらの周知を行わせていただいております。

○岸川信義議員

非常にすばらしい取り組みで、意見を申しましたところもありますけれども、また邁進していただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

ちょっとパネルの交換をします。

それでは、大項目2番、人生100年時代を迎えて、農業者年金について質問します。

このポスターは老後生活の一部を描いたものです。今回は年金のことについて質問していますので、表題タイトルはすてきな老後、リッチな老後、未来の私へなどといういろいろ考えましたが、最終的に楽しい老後としました。年をとってもできるだけ長く、生き生きと楽しく暮らすための知恵の一つが年金だと思い、描いています。

それでは、質問します。

今年9月に白石町農業委員会は農業者年金基金理事長から表彰されましたが、その概要をお尋ねします。

○久原正好農業委員会事務局長

まず、農業者年金の概要なんですけど、農業者年金は農業者の老後における生活の

安定と福祉の向上を目的としまして、白石町農業委員会では農業委員さん、各JA支所、町で構成する白石町農業者年金加入推進協議会を設置しておりまして、農業者年金の加入推進を図っております。

令和4年度におきましては、合計で27名の新規加入がございました。また、全国組織の独立行政法人農業者年金基金では、加入推進に功績のあった業務受託機関に対する表彰を行っておられまして、白石町農業委員会が部門表彰を受賞いたしましたところがございます。

令和4年度の加入実績としまして、1番が新規加入者総数の部門で27名、全国1位でございます。ちなみに、2位は北海道の北見市の26名でございます。

目標達成度合い、これは市町別に目標を設定されておりまして、その5名から9名の部門で、白石町が目標者数を8名と設定をしております。それに対しまして先ほど申しました27名でございます。達成の度合いが338%ということで、パーセンテージで1位ということでございます。2位は、ちなみに茨城県の八千代町というところがございます。180%ございました。

3番目で、また目標達成度合いの二十歳から39歳の部門で、白石町が設定で5名に対して新規加入が13名、達成度合いが260%、これも1位でございます。2位は神奈川県横浜市の180%ございました。

4番目に、女性の目標達成度合いですね。これは1名から4名の部門という部門がございまして、白石町では2名を目標としておりましたが、実績で10名の加入をいただいております。また、別の全国の市町村なんですけど、目標を設定していないなど、2位以下はございまして、同一の1位は栃木県の真岡市の5名ございました。

次に、5番目ですけど、女性の新規加入者部門、新規加入10名ということで、全国2位でございます。1位は北海道の音更町の16名ございました。

最後に、新規加入者数の二十歳から39歳の部門ですね。新規加入、白石町で13名加入していただいております。1位は北海道北見市の19名ございました。

この6部でございますが、白石町は6部門全てノミネートされて、全ての部門で受賞ということでございます。こういったことで、本年9月12日に開催された農業者年金基金特別研修会において部門表彰を受賞するに至りまして、白石町農業委員会会長の片渕久司様に表彰状を受領していただいたところがございます。今回の受賞に関しましては、加入推進協議会の関係機関と特に農業委員の方々が加入推進に御尽力していただいた結果であると考えております。

また、本年9月21日から10月20日までは、庁舎1階ロビーにて表彰状のほうを御披露させていただいております。さらに、今月5日発行の農業委員会だよりを全世帯に配布しております。さきに質問がありました農業経営意向調査のアンケートの結果も併せまして、この受賞の記事も掲載させていただいておりますので、ぜひ御一読いただきたいと思います。

以上です。

○岸川信義議員

6部門中、4部門で1位、1部門で2位、1部門で4位と、非常にこの表彰に関し

て突出しているのが見てとれます。農業者年金の加入状況は全国で優秀な町であるということは、これは価値のある行政の一つであると言えます。

それでは、次の質問に入ります。

先に、資料を出します。

それでは、農業者年金の加入要件と対象者について答弁をお願いします。

○久原正好農業委員会事務局長

まず、農業者年金の加入要件について御説明いたします。

現在の農業者年金につきましては、次の3つを満たす方であればどなたでも加入することができます。

1つ目です。国民年金の第1号被保険者の方の付加年金への加入が必要となります。これが1つ目の要件。2つ目です。二十歳以上60歳未満の方でございます。これが2つ目。3つ目として、男性女性問わず、年間60日以上農業に従事する方であれば、農業者年金に加入することができます。

農業者年金の加入要件を満たせば、農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族、農業従事者や農家のパートさん、それから自営業との兼業農家の方も加入することができます。現行の農業者年金は、加入者が積み立てた保険料とその運用益を合わせた額によって将来受け取れる年金額が決定する積立方式・確定拠出型となっております。この積立方式・確定拠出型の財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数がどのように変化しても受取額に影響を受けない財政的に安定した制度でありますので、少子・高齢化時代でも安心できる制度でございます。

次に、対象者でございますけど、現在保険料納付中の加入者につきましては、本年4月1日現在において199名、内訳としましては女性42名、率が21.1%、男性が157名、率としましては78.9%となっております。また、年金を受給しての方につきましては、567名のうち、42名が女性で、男性が525名の内訳となっております。

以上です。

○岸川信義議員

現在の状況を表に示していますとおり、農業者年金の受給者、受け取り中の人は全部で567人です。その内訳は、男性が525人、女性は42名で、女性の割合は7.4%しかないんですけども、今掛けていらっしゃる方、被保険者、支払い中は、全部で199人中、女性は42名で21%と、加入率が上がっています。私も課長と話をしているいろいろなことを習いましたけども、農業者年金自体が新制度に変わっているということで、女性が非常に加入しやすくなったことと、それから私の感覚なのか分かりませんが、寿命がさらに長くなっていることや、そのことで健康寿命の関心の高まりを示しているものと私は感じています。

次の質問に入ります。

年金の制度については分からないことも多く、個々にお尋ねします。

老後の備えについて答弁をお願いします。

○山下英治長寿社会課長

老後の備えについてということでございます。

健康で豊かな老後を迎えるためには、まず健康の保持と、それから経済的安定が重要であるというふうに考えております。

まず、健康の保持については、若いときから健康について関心を持っていただいて、住民健診やがん検診などを積極的に受診をしていただき、体のメンテナンスを心がけていただくこと。また、適度な運動を通して介護予防に努めることが非常に重要であるというふうに考えております。岸川議員におかれましては、地元の健康体操サロンの運営に御尽力をいただいておりますが、町としても引き続き健康教育、住民健診、介護予防事業などを通して、町民の健康の保持、増進に努めてまいりたいと思います。

第2に、経済的安定でございます。

誰しも老いは避けられません。年を重ねるにつれ病院受診の機会も増え、場合によっては介護サービスの利用が必要となってまいります。いずれも利用者負担が必要であり、少子・高齢化と人口減少により、今後も応分の負担を求められるものと思います。人生100年時代の備えといたしまして、公的年金は老後の所得保障の柱としての役割を果たしており、より豊かな老後生活のために農業者年金は基礎年金を補完するものであり、加入要件に該当される方については可能な限り加入をされ、備えていただければというふうに考えております。

以上です。

○岸川信義議員

町の考え方もやっぱり長寿社会課という課があるということで、非常にしっかり老後を捉えているということで、私は非常に感心しています。

そしたら、次の質問に入ります。

農業者年金の掛金について答弁をお願いします。

○久原正好農業委員会事務局長

農業者年金の掛金についてでございます。

掛金、保険料ですね。保険料は、基本的に月額2万円から6万7,000円までの間でございます。1,000円単位で自由に設定することができて、いつでも見直すことができます。また、35歳未満の方は、月額1万円から払い込むことも可能です、ちょっと要件がございますが。経営や生活にゆとりがないときは少ない保険料を選択し、多少ゆとりができたときは多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や家計の状況に合わせて設定されればと思っております。必要であれば、月ごとに保険料の額も変更ができるという弾力性のある制度でございます。

また、農業者年金に加入して、その年に払った保険料の全額が所得税、住民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金や健康保険の保険料と同じように社会保険料控除として所得から全額控除となりますので、その分課税所得対象が下がるということになります。

そのほかにも、40歳未満の方で認定農業者の方で青色申告者であれば、政策支援と

いうものがございまして、保険料の国庫補助を受けることができます。この保険料は2万円で、そのうち条件によって1万円から4,000円までの補助を受けられるということになります。また、家族経営協定というものがございしますが、それを結ばれた御家族で後継ぎの方、これも40歳未満とはなりますが、この政策支援の対象となることができます。

以上でございます。

○岸川信義議員

内容を聞いていますと、非常に掛金に弾力性があるんですね。ものすごく農業がずっといいということばかりがいいんですけども、やっぱり不作のときがあったときにどうしようとか、そうやって掛ける人は心配するけんがということだと思います。それから、また税制でもさっき説明がありましたようになってると聞いて、これは非常にいいなと思います。

そしたら、小さな最後の質問になります。

農業者年金を掛けていたが、いろいろな事情で途中からサラリーマンになった場合については、答弁をお願いします。

○久原正好農業委員会事務局長

途中でサラリーマン等になられた場合のことでございます。

サラリーマンなどになられた場合は、脱退ということになるかと思えます。農業者年金は、加入も任意ですけど、脱退も自由ということになります。ただし、脱退された場合は、脱退一時金ではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益が、加入期間にかかわらず、65歳到達後に年金として支払われるということになります。なお、60歳到達後に繰上請求も可能でございます。

御質問である農業者年金加入者がサラリーマンになられた場合も、国民年金から厚生年金へと変更になられるため農業者年金も脱退という取扱いになりますが、払った保険料は留保されます。先ほどお話ししたとおり将来年金として受給されることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○岸川信義議員

こういう事情はなかったほうがいいのでしょうかけども、いろんな事情のことも考えて、よく対応ができてるといふふうに感じています。

それでは、加入促進を進めていらっしゃると思えますけども、これからの加入促進の取り組みについて答弁をお願いします。

○久原正好農業委員会事務局長

農業者委員会では、農業者年金の御相談を随時お受けしております。窓口に来られたときや認定農業者になられるとかそういった御相談のときに、農業者年金の御案内をしているところです。また、加入手続につきましては、JA各支所の窓口にて受付

を行っていただいております。

先ほど申し上げたとおり、新制度は農業者にとって加入しやすい制度でございます。特に女性農業者にもお勧めできる農業者年金となっております。今後農業委員の方々をはじめ事務局とまた取扱いのJAと共により一層加入推進に力を入れまして、農業者年金制度を知らずに加入しなかったという方がおられないように、周知活動をしていくということに力を入れていきたいと思っております。

また、若い農業者のほか、農業経営の重要な担い手であるとともに平均寿命の長い女性の老後の生活の安定を図る観点から、家族経営協定を結ぶなど保険料の国庫補助も受けられるなど制度の周知も併せて、特に女性農業者が老後の生活への不安を払拭しつつ農業経営に積極的に関与できるよう、制度の普及啓発、また取り組みの強化、加入推進活動を展開していきたいと思っております。

以上です。

○岸川信義議員

何度も言いますように、非常にすばらしい年金制度だと思いますので、周知のほどをよろしくお願いします。

私がこのことを質問するに当たり、農業者年金加入については強制力はないだろうと、また年金で生活を賄うことも、満足ができるかは一人一人の生活のスタイルが違うからそれは言い切れません。しかし、農業者年金は3箇月に1回もらえるということで、国民年金と重なる月があるはずなんですね。これは多分ものすごくうれしいと思います。また、ほかにも年金仲間ができたりとか、そういうこともあると思います。

それに、先ほど説明がありましたように、一般的に女性は男性より長生きできると言われているので、農業者年金の終身年金は女性にとっては大きな魅力だと思います。現在、AIは急速に進んでいます。さらに進むと、事務系の雇用が少なくなり、農業、漁業、工業、土木、建設、介護等の現場に労働力は流れていくとも言われており、白石町の農業従事者も増えることが予想されます。今、人生100年時代と言われますが、誰でも必ず年寄りになります。若いときは、自分が年老いた状態を想像できなかったり、支払いが大変だったりしますので、農業者年金を推進する側は説明、説得は難しい部分もあるでしょうが、年金をもらうときは国民年金に上乗せした確かな老後の保障です。農業者年金は約30年超えの安定投資だと思われまますので、加入資格のある方々には加入を強く推進していただきたいと思っております。

これからも30年後も白石町は平和で栄える町であることを願いまして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで岸川信義議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時57分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月12日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 中 原 賢 一